# 企画競争説明書

業務名称:マダガスカル国みんなの学校:住民参加による

教育開発プロジェクト(フェーズ3)

調達管理番号: 23a00928

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法 (企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.(2)上限額について 」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年2月21日 独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

#### 1. 公示

公示日 2024年2月21日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

# 3. 競争に付する事項

- (1)業務名称:マダガスカル国みんなの学校:住民参加による教育開発プロジェクト(フェーズ3)
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

#### (全費目不課稅)

(4) 契約履行期間(予定): 2024年5月 ~ 2027年9月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5)前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限 します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1)第1回(契約締結後):契約金額の11%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降):契約金額の11%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降):契約金額の11%を限度とする。
- 4) 第4回(契約締結後37ヶ月以降):契約金額の7%を限度とする。

# 4. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス: Nomura. Naoyuki@jica. go. jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部 基礎教育グループ基礎教育第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時		
1	配付依頼受付期限	2024年 2月 27日 12時		
2	企画競争説明書に対する質	2024年 2月 28日 12時		
	問			
3	質問への回答	2024年 3月 4日		
4	プロポーザル等の提出用フ	プロポーザル等の提出期限日の		
	オルダ作成依頼	4営業日前から1営業日前の正午まで		
5	本見積書及び別見積書、プ	2024年 3月 15日 12時		
	ロポーザル等の提出期限日			
6	プレゼンテーション	2024年 3月 21日 14時~17時		
7	評価結果の通知日	2024年 3月 27日		
8	技術評価説明の申込日(順	評価結果の通知メールの送付日の翌日から		
	位が第1位の者を除く)	起算して7営業日以内		
		(申込先:		
		https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE)		
		※2023年7月公示から変更となりました。		

# 5. 競争参加資格

(1)各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2023 年 10 月) 」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。 特定の排除者はありません。

#### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規 定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認するこ とがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、 プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表 者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めませ ん。

# 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」に示される手順に則り依頼ください(依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3)日程」参照)。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

- 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022年4月1日版)」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

#### 7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1)提出期限:上記4. (3)参照

2)提出先:上記4.(1)選定手続き窓口宛

CC: 担当メールアドレス

- 3) 提出方法: 電子メール
  - ①件名:「【質問】調達管理番号 案件名」
  - ②添付データ:「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)
- 注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。
- 注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。
  - (2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

## 8. プロポーザル等の提出

- (1)提出期限:上記4. (3)参照
- (2)提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の 受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023 年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

- 1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料
  - ① **電子データ**(PDF)での提出とします。
  - ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
  - ③ 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」)
  - ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの 提出ができなくなりますので、ご注意ください。
  - ⑤ プロポーザル等は<u>パスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納</u>ください。
  - ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワード

<u>を設定</u>し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

#### (3)提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

- 2) 見積書(本見積書及び別見積書)
  - ① 宛先:e-koji@jica.go.jp
  - ② 件名: (調達管理番号)\_(法人名)\_見積書 [例:2○a00123\_○○株式会社\_見積書]
  - ③ 本文:特段の指定なし
  - ④ 添付ファイル:「2○a00123\_○○株式会社\_見積書」
  - ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
  - ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
  - ⑦ 別見積については、「第3章4. (3)別見積について」のうち、1) の経費と2)~3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるよう にしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別 がつくようにしていただくようお願いします)。
- 3) 別提案書(第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合 GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルと し、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ 送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

#### (4)提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3) 別提案書(第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合)

# 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラ

イン(2023年10月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

#### (1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・ 斟酌されます。

1)業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

#### 2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

#### 10. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記4.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

#### 11. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象として試行的に実施していましたが、4月末まで期間を延長します。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと

幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

# 第2章 特記仕様書(案)

本特記仕様書(案)に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係る プロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成す る際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当た って、契約書附属書 II として添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

#### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

#### 【JICA が主な活動レベルまでを提示する場合】

- 応募者は、本特記仕様書(案)に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録(以下、「R/D」)で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- 図 プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査結果資料の関連資料を参照してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

▶ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

Nº	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条	
		項	
1	コミュニティ協働型学校運営モデルの効	第3条2 (6)	
	果的な普及計画・研修実施方法		

2	プロジェクト終了時の出口戦略として、	第3条2 (7)
	マダガスカル側での活動継続性、事業効	
	果の持続性を担保する上での留意・検討	
	事項	
3	マルチセクトラルアプローチ(発展モデ	第3条2(10)
	ル)の開発・試行分野について	
4	他ドナーとの連携によるモデルの全国普	第3条2 (11)
	及	

#### 3. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
- ① 特殊傭人費(一般業務費)での傭上。
- ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人 も含む) (第3章「2.業務実施上の条件」参照)。
- ③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「5.競争参加資格」参照)。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

#### 【2】特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

#### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

#### 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

•詳細計画策定調査実施時期: 2023 年 8 月

• RD 署名: 2023 年 12 月 1 日

#### 第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項
 別紙「共通留意事項」のとおり。

#### 2. 本業務に係る事項

#### (1) 基本的な実施方針

- ・ 本プロジェクトは、「マダガスカル国みんなの学校:住民参加による教育開発プロジェクト(フェーズ2)」において 11 県約1万校へコミュニティ協働型学校運営改善モデル及びコミュニティ協働型学習改善モデル<sup>1</sup>を普及した成果を踏まえ、開発パートナーとの協働の下、同モデルの全国 23 県への普及を目指すものである。
- ・ また、フェーズ2までに導入・実証されたモデルを強化・改良し、学校運営委員会に関するモニタリング体制を整備することで、持続的・効率的なプロジェクト効果の普及・定着を図る。特に、プロジェクト終了後も持続的な活動実施を実現するため、本プロジェクトではコミュニティ独自のリソースによって活動継続及びモニタリングがなされるようモデルの強化・改善を行い、持続可能なモデルの普及を重視すること。
- ・ モデルの全国普及を目指す方策として、フェーズ2までにUNICEFと連携協定を 結び、JICAはUNICEFに技術支援を行い、UNICEFの実施する事業の対象地域

<sup>「</sup>コミュニティ協働型学校運営改善モデル」とは、教員と保護者を超え、コミュニティに広く開かれた協働により学校運営の活性化に取り組むもの。後者の「コミュニティ協働型学習改善モデル」とは、前者の導入により活性化された学校運営を基盤とし、コミュニティ協働による学習改善活動を推進するものである。

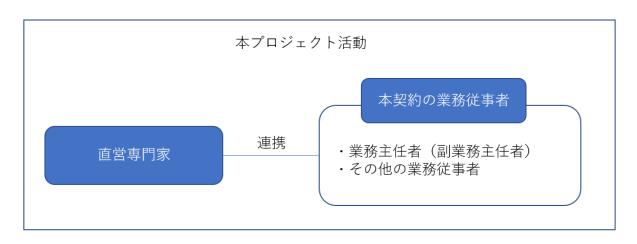
においてもプロジェクトの開発したモデルを普及してきた。モデルの全国普及には、UNICEFのみならず開発パートナーとの連携が必須となるため、上記モデル群の普及に協働して取り組めるよう、本プロジェクトから同分野で協力を行う開発パートナーに対して情報共有や技術支援を行って連携促進を図り、JICA以外の資金・リソースの活用も視野に成果の最大化、コレクティブ・インパクトの発現を目指すこと。そのため、本業務従事者は下記(3)に記載の直営専門家とともに、JICA在外事務所、JICA本部、下記(4)のマダガスカル教育政策アドバイザー等の関係者と密に連携し、情報を集約した上で開発パートナーとの連携を積極的に推進すること。

#### (2) プロジェクトの対象地域

- 本プロジェクトの対象地域は、直接介入対象県と間接介入対象県に分かれる。 直接介入対象県においては、プロジェクトが予算負担をし、直接中央・地方・ 学校レベルでの各種研修を実施する。間接介入対象県については、開発パート ナーが実施するプロジェクトとの連携を通じて、他機関の予算によって、各種 研修を実施し、本プロジェクトは他機関が研修を行うための技術支援のみを行 う。
- 本プロジェクトの成果 1. 2 及び 3 にかかる活動については、フェーズ 2 までの 11 県に加えて、サヴァ県、ソフィア県、アロチャ・マングル県、メナベ県の 内、2~4 県を選定し、直接介入対象県として活動を実施する。新規対象県の数 は、先方実施機関との間で合意される日当・宿泊費の基準レート等を鑑み、プロジェクト開始までに決定する。なお、その内サヴァ県については、JICA が別途実施するコミュニティ協働型学校運営分野におけるインパクト評価の対象地域として、先方実施機関との合意のもと選定されている。同調査研究との整合性確保の観点から、本プロジェクトにおいても少なくともサヴァ県を対象県に含めることが合意されている。
- ・ 成果 4 についてはアナラマンガ県及びアムルニマニア県を対象に試行活動を行う。
- ・ 直接介入対象県以外の地域については、開発パートナーとの連携によってモデルの普及を図ることとする。

#### (3) 長期派遣専門家との連携

本プロジェクトの実施に際しては、「学校運営委員会能力強化<sup>2</sup>」分野の長期派遣専門家(以下「直営専門家」という。)を1名別途派遣予定である。同長期派遣専門家は、プロジェクト全体のマネジメントについて本業務実施契約の業務従事者と連携するとともに、主に成果1並びに成果2の達成のため、現状分析及び各活動のモニタリング、コミュニティ協働型学校運営モデルの改善のための技術的助言、同モデルの普及計画の策定支援、同計画の承認に向けた教育省や他ドナーとの連携・調整業務を担う。従って、本業務従事者は、同長期派遣専門家と密に連携し、C/Pとともに成果1及び2を達成し、プロジェクト全体の効果持続性、全国へのモデル普及により同国の基礎教育の質改善に取り組むこと。



#### (4) 個別専門家「教育政策アドバイザー」との連携

マダガスカルでは本プロジェクトとは別に「教育政策アドバイザー」を国民教育省 (MEN)に派遣中である。同専門家の主な活動は、同国の教育政策改善に向けた助言・調整・支援、JICA協力プログラム改訂及び事業実施促進・形成、JICA協力の成果に係る経験共有・広報が含まれている。本プロジェクトの妥当性を教育省が深く認識し、今後教育省が主体となって成果を拡大していく基盤を整えるためには、教育セクター全体計画への打ち込み、本プロジェクトの成果に係る経験共有・広報等が重要になる。 ついては、同個別専門家と密に連携を図りつつプロジェクトを実施していくこと。

#### (5) プロジェクトの実施体制について

・ 本プロジェクトの実施体制について、MENにおける学校総局(DGES)が全体戦略の決定、プロジェクト全体の実施監理、プロジェクト実施に必要な各種ガイド

-

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 直営専門家の指導科目は公募では「副業務主任/学校運営委員会能力強化」ですが、「副業務主任」は本業務実施契約において業務管理グループを結成する場合に使われる職名のため、混乱を避けるために本企画競争説明書では「学校運営委員会能力強化」と記載しております。

ライン、マニュアル等の策定等を担う。また、DGESの下に位置付けられている基礎教育・就学前教育局(DEFPE)は、本プロジェクトの各モデルの普及、モニタリング体制強化にかかる実施監理、各部局との調整を担う。プロジェクト全体の監督は MEN 次官が務める。

・ 現在、省内における組織改編の動きがあるため、場合によっては上記の各部局に 変更が生じる可能性がある。組織改編によりプロジェクト実施体制に影響がある 場合、体制の見直しを含め教育省と協議を行う。

#### (6) コミュニティ協働型学校運営モデルの普及(成果1関連)

上記(1)に記載の通り、フェーズ2までに、コミュニティ協働型学校運営モデルを開発し、対象 11 県の計約 1 万校に普及した。そのモデルとは、コミュニティと学校の情報共有及び協働を促進し、学校運営を活性化させるモデルであり、小学校運営委員会(FEFFI)の設立、及び学校活動計画の策定に係る中央講師研修及び学校関係者研修を実施することでモデルを普及した。本プロジェクトでは、フェーズ2までに考案・改良され、11 県へ普及されたコミュニティ協働型学校運営モデルを新規直接介入対象県(2~4 県)、及び間接介入対象県へ普及し、開発パートナーとの連携により全国的にモデル普及を目指す3。

#### (7) 持続性のあるモニタリング体制の強化・確立(成果2関連)

- ・ 本プロジェクトでは、フェーズ2までに開発したモニタリング体制を基に、本プロジェクト終了後も持続的にFEFFIが活動を実施するため、モニタリング・支援体制が有効性と持続性の観点で強化されるよう留意する。
- ・ フェーズ 2 では、11 県に対してコミュニティ協働型学校運営モデルを普及した 後、小学校運営委員会が継続的にコミュニティと協働して学校活動計画を策定・ 実施できるよう小学校運営委員会連合(F/FEFFI) <sup>4</sup>を活用したモニタリング体制 を運用した。本プロジェクトでは、フェーズ 2 までの成果を踏まえつつ、小学校 運営委員会連合に基づくモニタリング体制が有効かつ持続的な形でより強化・確立される必要がある<sup>5</sup>。

<sup>3</sup>コミュニティ協働型学校運営モデルの普及に関し、普及計画や具体的な研修実施方法について、プロポーザルで提案してください。

<sup>4</sup>小学校運営委員会連合とは、同一地域内の複数の小学校運営委員会(FEFFI)から構成される自立的なネットワーク組織である。その機能として、構成FEFFIによる相互の経験共有、広域活動の実施、教育行政や地方自治体等との連絡調整等が期待されている。実績として、1つのFEFFI連合につき平均で約30のFEFFIが参加している。 5プロジェクト終了後の出口戦略として、マダガスカル側での活動持続性、事業効果の持続性の担保という点に関する具体的な留意点・検討事項について、プロポーザルで提案してください。

#### (8) 県教育フォーラムの活用(成果2関連)

- フェーズ 2 では、小学校運営委員会連合(F/FEFFI)を活用して県教育フォーラムを開催することで、対象 11 県の教育の質の改善に貢献してきた。県教育フォーラムとは、地域住民と教員の代表である小学校運営委員会連合と地方教育行政の代表者(県教育事務所(DREN)、郡教育事務所(CISCO)の関係者)をはじめ、それ以外の主要アクターである地方行政(県知事等)や地方自治体(コミューン)が一堂に会し、特定の教育開発課題をフォーラムのテーマとして定め、そのテーマに基づきフォーラムを開催するものである。フォーラムでは、上記テーマにかかる問題の特定、原因の分析、自律的に実現可能な改善計画の策定とその実施に向けた誓約が為される。県教育フォーラムにおける誓約は、小学校運営委員会連合のネットワークを通じて全地域住民まで伝えられ、県内のすべての学校において誓約で定められた改善計画が一斉に実施されることで、広域的な教育開発の実現に貢献してきた。
- ・ フェーズ2では、県以下の郡単位でも教育フォーラムを開催しており、また、より持続的な手法として、参加者自身やフォーラム参加にかかる交通費等の資金負担を行う「自主フォーラム」を活用した協働の枠組みの普及・定着を推進し、フォーラム活動の持続性強化を図ること。

# (9) 習熟度別速習支援を取り入れたコミュニティ協働型学習改善モデル(成果3 関連)

・ フェーズ2までの協力では、小学校運営委員会及び連合を設立した後、教育フォーラムを活用して、習熟度別速習支援を取り入れた課外補習活動を実施し、子どもの基礎的な算数・読み書きの学力改善に貢献してきた。本プロジェクトにおいても、新規対象県へコミュニティ協働型学校運営モデルを普及した後、教育フォーラムや経験共有会等の場を活用して習熟度別速習支援を取り入れた学習改善モデル6を普及し、新規対象県の子どもの学力を改善する。

# (10) マルチセクトラルアプローチ(発展モデル)の開発・試行(成果4関連)

し、補習授業内でTaRLアプローチを取り入れた習熟度別の学習支援を行うものである。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 習熟度別速習支援(Teaching at Right Level: TaRL)、学校運営委員会連合を活用したネットワーク会合、 現職教員研修(JP)を取り入れた、学習の質改善にかかるプロジェクトモデルを指す。質の高い学習のミニマム パッケージ(Minimum Package for Quality Learning: PMAQ-TaRL)として、学校活動計画に補習授業を導入

- ・コミュニティ協働型学校運営モデルを基盤として、各課題の解決のため学校運営委員会を中心に実施する活動等をモデル化したものを発展モデルと呼称する。各課題とは、マダガスカルにおいて特にニーズの高い分野を指し、フェーズ2までに学習改善、乳幼児期/就学前教育推進や、学校給食の提供について発展モデルを開発、試行してきた。その内、学習改善の発展モデルについては、すでに普及モデルが確立され 11 県に普及し、その成果は国際的な調査研究により高く評価されている。一方、乳幼児期/就学前教育や学校給食については、本プロジェクトにおけるモデル改良が期待されている。
- ・ まず、乳幼児期/就学前教育における介入として、0歳から5歳の乳幼児期/就学前期の児童の発達・教育を支援するためのモデルを開発し(乳幼児期/就学前教育改善モデル)、パイロット的に紙芝居を導入した結果、子どもの行動変容に効果的であることが確認された。当該パイロット活動の結果を踏まえマダガスカルにおける現職教員研修(JP)を活用した教職員養成課程における紙芝居の導入を行っており、本プロジェクトでも引き続き試行し、定着・普及に向けたモデル化を図る予定である。
- ・ また、同様に、小学校運営委員会による学校給食の取り組みを導入し、同委員会への情報共有等の能力強化を行うことにより、コミュニティのリソース(米、野菜、水、薪、調理労働等)を活用した自立的な学校給食の提供を行うモデル(学校給食モデル)をフェーズ2までに開発した。具体的には、200校に対して学校給食の活動支援を行い、特に農作物の取れない端境期において学校給食を導入し、子どもの就学継続や補習参加率の向上など現地の需要に応えている。
- ・ 本プロジェクトでは、これらのコミュニティ協働型学校運営モデルを基盤とした発展的な取り組み(発展モデル)を引き続き試行し、上記の乳幼児期/就学前教育、学校給食以外の分野においても、必要に応じて新たな領域でのモデル開発、実施ガイドの作成や、研修実施支援、経験共有等を実施する7。

#### (11) 開発パートナーとの連携と期待される相乗効果

・ 本プロジェクトで取り組むコミュニティ協働を中心とした学校運営改善に関する開発パートナーの取り組みとして、世界銀行の基礎教育支援プロジェクト (PAEB)、UNICEFによる南部地域を中心とした合同プログラム(ILO、WFPとの共同実施)、フランス開発庁(AFD)が主要ファンドである「教育コモンファ

15

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> マルチセクトラルアプローチ(発展モデル)の開発・試行をする上で、既存の乳幼児期/就学前教育、学校給食以外の分野で、どのような発展モデルの開発・試行等の実施が考えられるか、その理由と合わせてプロポーザルで提案してください。

ンド支援(FCE)」、フランス大使館支援による教育政策アドバイザーによる活動などが挙げられる。

- さらに、Global Partnership for Education(GPE)は、マダガスカルにおけるこれ までの JICA の協力成果を評価した上で、「学習の質の改善」にかかる活動への 資金供与を予定しており、学校運営委員会や学校活動計画支援、教授法改善のコ ンポーネントが、GPE の資金供与を受けて国民教育省によって実施される計画内 容に反映される予定である。また、関連分野における今後実施予定の開発パート ナーの動向として、USAID が南部 2 県における読み書きを中心とした補習活動、 地域・地方分権化組織の能力強化、新任教員研修等を目的とした「Foundational Skills for a Better Future プログラム」を 5 年間にわたって実施予定である。
- ・ 本プロジェクトは、上記の開発パートナーとの連携を通じて、マダガスカル全国 における教育開発の基盤整備に資するものであり、フェーズ2までの活動で培われた技術や知見の共有、活動の連携をもって、コレクティブ・インパクトを目指す。よって、上述の開発パートナーへの技術支援、情報収集、経験共有をはじめ とする連携を積極的に行うこと<sup>8</sup>。

#### 第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

#### 2. 本業務にかかる事項

- (1) プロジェクトの活動に関する業務
  - ① 成果1に関わる活動

活動 1-1:公立小学校におけるコミュニティ協働型学校運営モデル(FEFFI モデル)に関する各種文書(研修教材、普及計画等)を改訂する。

活動 1-2:強化されたコミュニティ協働型学校運営モデルに関する講師研修を実施する(学校運営委員会の民主的設立及び学校活動計画策定)。

活動 1-3:強化されたコミュニティ協働型学校運営モデルに係る学校関係 者研修を支援する(学校運営委員会の民主的設立及び学校活動 計画策定)。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 例示した開発パートナーとの連携に関し、効果的な技術支援、情報収集、経験共有等の具体的な実施方法について、プロポーザルで提案してください。

活動 1-4: 「活動 2-4」の機会等を活用し、研修後の活動状況のフォローアップを支援する。

#### ② 成果2に関わる活動

- 活動 2-1: 学校運営委員会(FEFFI)のモニタリング・支援体制に関する各種文書(学校運営委員会連合(F/FEFFI)設立ガイド、地方教育フォーラム開催ガイド、FEFFI モニタリング・支援ガイド等)を作成・改訂する。
- 活動 2-2: FEFFI モニタリング・支援体制に関する講師研修を実施する。
- 活動 2-3: FEFFI モニタリング・支援体制に関する学校関係者への研修を 支援する。
- 活動 2-4: 地方レベルでの FEFFI モニタリング会合に係る助言・支援を行う。
- 活動 2-5: 地方教育フォーラムの開催を支援する。
- 活動 2-6: 地方教育フォーラム及び学校運営委員会連合モデルに対する評価を実施する。
- 活動 2-7: (上記 2-6 で確認された結果を含む)モデルの成果を発信する ための経験共有ワークショップを実施する。

#### ③ 成果3に関わる活動

- 活動 3-1: コミュニティ協働型学習改善モデル(PMAQ-TaRL)に関する各種文書(研修教材、普及計画等)を有効性と持続性の観点から改訂する。
- 活動 3-2: フォーラムアプローチ及び既存の現職教員研修(JP)等を通じて、強化された学習改善モデルを普及するための技術的支援を提供する。
- 活動 3-3: 「活動 2-4」の機会等を活用し、研修後の活動状況のフォローアップを支援する。

#### ④ 成果4に関わる活動

- 活動 4-1: 分野課題(学校給食、就学前教育、そして必要に応じて新しい分野) 毎の活動モデルに関する実施ガイドを作成・改訂する。
- 活動 4-2: 作成・強化された実施ガイドに基づき、分野課題毎の活動モデルの試行・段階的普及に向けた研修を支援する。
- 活動 4-3: 分野課題毎の活動モデルに係る経験共有会を開催する。

#### (2) 本邦研修・招へい

☑ 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

#### (3) その他

- ① 収集情報・データの提供
  - ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ(一次データ)、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法(Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出する。
  - ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象 国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注 者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提 出する。
  - ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置 情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象と する。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出 する。
    - データ格納媒体: CD-ROM (CD-ROM に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議)
    - 位置情報の含まれるデータ形式: KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。 (Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)

#### ② ベースライン調査

- ☑ 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。
- ▶ 具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- ➤ 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議 の上、カウンターパート(以下「C/P」という。)の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

- ③ インパクト評価の実施
- □ 本業務では当該項目は適用しない。

ただし、JICA 主導による調査研究案件として、本プロジェクトの取組みの一部コンポーネントに係るインパクト評価を実施する予定である。そのため、一部研修の内容や方法、実施スケジュール、並びに対象地域の選定においては、JICA が実施するインパクト評価と連携して実施されるよう JICA と協議し調整すること。 JICA の実施するインパクト評価のスコープやスケジュールについてはプロジェクト開始後 JICA から情報を共有する。

- ④ C/P のキャパシティアセスメント
- 図 本業務では当該項目は適用しない。
- ⑤ エンドライン調査
- 図プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- ▶ 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の 枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の 合意を得る。
- ⑥ 環境社会配慮に係る調査
- △ 本業務では当該項目は適用しない。
- ⑦ ジェンダー主流化に資する活動
- □ 本業務では当該項目は適用しない。

#### 第5条 報告書等

#### 1. 報告書等

- ▶ 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- ▶ 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後	日本語	電子データ	
	10 営業日以			
	内			
ワーク・プラン	業務開始から	日本語	電子データ	
	1 か月以内	仏語		
モニタリングシート	別途指定	日本語	電子データ	
		仏語		
業務完了報告書	契約履行期限	日本語	製本	2 部
	末日		CD-ROM	1 部
事業完了報告書	契約履行期限	日本語	製本	2 部
	末日		CD-ROM	1 部

- ▶ 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- ▶ 本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- ▶ 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注 者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

#### 記載内容は以下のとおり。

#### (1)業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

#### (2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制(JCC の体制等を含む)
- ⑤ PDM (指標の見直し及びベースライン設定)
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画(WBS: Work Breakdown Structure 等の活用)

- ⑧ 要員計画
- 9 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項
- (3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

#### (4)業務完了報告書

- プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- ② 活動内容(PDMに基づいた活動のフローに沿って記述)
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
- 4) プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言

添付資料(添付資料は作成言語のままでよい)

- (ア)PDM(最新版、変遷経緯)
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画(最終版)
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績(実施した場合)
- (キ)供与機材・携行機材実績(引渡リスト含む)
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

#### (5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

#### 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) コミュニティ協働型学校運営改善モデルに関する各種文書(改訂版)
- (2) 学校運営委員会のモニタリング・支援体制に関する各種文書(改訂版)

- (3) コミュニティ協働型学習改善モデル(PMAQ-TaRL)に関する各種文書(改訂版)
- (4) 分野課題毎の活動モデルに関する実施ガイド(改訂版及び新規作成したもの)

#### 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に 提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者 に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画(WBS 等の活用)
- (4)活動に関する写真

#### 第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取
				扱
1	コミュニティ協働 型学校運営モデル の普及に係る実態 調査及び研修/ワー	<ol> <li>研修の実施、ベースライン及びエンドライン調査、 経験共有会</li> </ol>	<ul><li>1 新規対象 4 県約</li><li>5700校を想定(対象県はプロジェクト開始までに決定するため、変数</li></ul>	定額計上 教育省と の協議に より対象
	クショップ等の開 催支援業務		動する可能性が ある)	県や学校 数が変動 した場合
2	就学前教育改善モ デルの試行に係る 実態調査及び研修/ ワークショップ等 の開催支援業務	② 研修の実施、ベースライン及びエンドライン調査、 経験共有会	<ul><li>② 30園での試行を 想定(変動の可能 性あり)</li></ul>	は実態に 即して経 費積算を 見直す。
3	学校給食モデルの 試行に係る実態調	③ 研修の実施、ベー スライン及びエ	<ul><li>③ 200校での試行を 想定(変動の可能 性あり)</li></ul>	

査及び研修/ワーク	ンドライン調査、	
ショップ等の開催	経験共有会	
支援業務		

#### 第7条 機材調達

□ 本業務では、機材調達を想定していない。

なお、本プロジェクトの業務上で必要な機材は現時点では車両、複合コピー機、プロジェクターのみを想定しているが、いずれもフェーズ2で使用していたものを引き継いで使用することを想定しており、本プロジェクトで調達することは想定していない。(車両については調達する場合でもJICA事務所にて調達を行う予定)

なお、当該車両の燃料費、メンテナンス代等の車両関係費や複合コピー機のメンテナンス代等は本見積に計上すること。また、複数台での移動が必要になる場合、都度レンタカーを別途雇上することとするため、その経費も本見積に計上すること。

#### 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

#### 案件概要表

#### 1. 案件名(国名)

国 名:マダガスカル共和国(マダガスカル)

案件名:和名 みんなの学校:住民参加による教育開発プロジェクト フェーズ3

英名 Participatory and Decentralized School Management Support

Project Phase 3

#### 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における教育セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置づけ

マダガスカル政府は、中期開発政策である国家開発計画(2015~2019年)のなかで、国家開発に必要な人的資源の育成に向けて「教育開発」を重要課題として位置づけ、教育へのアクセス及び質改善のための政策を掲げている。また、マダガスカル国民教育省(以下、「教育省」という。)が策定した教育セクター計画(2018~2022年)においても、基礎教育の完全普及の達成に向け基礎教育のアクセス改善に取り組むことに加えて、深刻化している基礎教育の質を改善することを掲げ、政策を実施してきた。これらの取り組みの結果、マダガスカル国の基礎教育開発は、2019年に初等教育の純就学率が94.9%(UNESCO、2021年)に達する等、アクセスの面で大きな成果を残してきた。また就学前教育の純就学率は2005年の7.5%から2019年には36.8%まで上昇した(UNESCO、2021年)。

上述のとおり基礎教育のアクセスが改善してきた一方で、初等教育の進級率は 2011 年の 40.7%から 2015 年に 35.1%に低下した他、初等教育修了率は 2011 年の 70.7% から 2019 年に 63.3%にまで低下しており(UNESCO、2021 年)、PASEC(2019 年)の学力調査によると、小学校最終学年において十分な読解力を身に着けているのは 17.5%、計算力は 21.6%に留まるなど、同国における基礎教育の質については依然として大きな課題がある。

かかる状況の下、JICAはサブサハラアフリカ地域を中心に「みんなの学校プロジェクト」による協力を展開し、コミュニティ協働型学校運営モデルを基盤とした、学校運営委員会の活性化、モニタリングシステムの強化、学びの質改善等にかかる協力を行ってきた。これらの取り組みの結果、就学児童数の増加や学力向上等、初等教育のアクセス及び質の改善に貢献している。

「みんなの学校:住民参加による教育開発プロジェクト フェーズ3」(以下、「本事業」という。)は、コミュニティ協働型学校運営の改善を通し、基礎教育へのアクセス拡大と質の向上を図り、国家開発計画(2015~2019 年)及び教育セクター計画(2018~2022 年)で掲げるコミュニティを巻き込んだ学校運営委員会(FEFFI)の機能強化による基礎教育の質の改善の実現を推進する事業として位置付けられる。

(2)教育セクターに対する我が国及びJICAの協力方針ならびに課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、2015年9月に国連持続可能サミットで採択された教育分野の国際目標である「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進

する」(SDGsゴール4)、及び、第8回アフリカ開発会議(TICAD 8) (2022年8月)にて示された「チュニス宣言」において「3つの柱」と定められた「強靭で持続可能な社会の実現」に合致する案件である。

さらに、我が国は対マダガスカル事業展開計画(2022年4月)において、教育・保健分野などの「社会セクター開発」を重点分野として掲げており、本プロジェクトは、同重点分野を対象とするものである。また、教育分野におけるJICAのグローバルアジェンダにおいても、クラスターの1つとして「コミュニティ協働型教育改善(通称:みんなの学校クラスター)」が掲げられている。学校とコミュニティの協働を促すことにより、子どもの学習環境の改善を通じて総合的に子どもの学びの改善に取り組むアプローチであり、本事業はこのクラスターの方向性に合致する。

これまでJICAは、無償資金協力として1997年から過去4次にわたり小学校建設計画を実施し、227校1033教室の学校建設・整備を行った。2016年から2次にわたって「みんなの学校:住民参加による教育開発プロジェクト」を実施し、これまで計11県約1万校の公立小学校に対してコミュニティ協働型学校運営モデルを普及し、民主的な学校運営委員会の設立・活性化を図るとともに、各学校のニーズに応じてコミュニティに支援された補習活動の実施、基礎学力・学校給食・就学前教育の改善のためのモデル開発・普及を実施した。これらの取り組みの結果、就学児童数の増加や学力テスト結果の向上9等、初等教育のアクセス及び質の改善に貢献した。

フェーズ3となる本事業は、コミュニティ協働型学校運営モデルを他機関との協働により全国23県に普及することを目指すとともに、フェーズ2までに導入・実証された学習の質改善モデル、学校給食・乳幼児期/就学前教育における改善モデルを強化し、学校運営委員会に関するモニタリング体制を整備することで、持続的・効率的な事業効果の普及・定着に寄与するものである。特に、プロジェクト終了後も持続的な活動実施を実現するため、本事業ではコミュニティ独自のリソースによって活動継続及びモニタリングが為されるよう、持続可能なモデルの普及・強化を図る。

#### (3)他の援助機関の対応

当該国教育セクターでは、UNICEF がリードドナーとなり、2~3 ヵ月の頻度でドナー間定期会合が行われている。会合では、セクターの動向を関係者間で確認するとともに、援助機関間での調整や相乗効果を生み出すための調整を行っている。

現在各ドナーが実施中の支援としては、世界銀行の PAEB (基礎教育支援プロジェクト)、UNICEF による南部地域を中心とした合同プログラム (ILO、WFP との共同実施)、フランス開発庁 (AFD) が主要ファンドである「教育コモンファンド支援 (FCE)」、フランス大使館支援による教育政策アドバイザーがある

さらに、Global Partnership for Education (GPE)」は、マダガスカルにおけるこれまでの JICA の協力成果を評価した上で、「学習の質の改善」にかかる活動への資金供与を予定しており、学校運営委員会や学校活動計画支援、教授法改善のコンポーネントが反映される予定である。また、関連分野における今後実施予定の支援として、USAID は南部 2 県における読み書きを中心とした補習活動、地域・地方分権化組織の

<sup>9</sup> アナラマンガ県の1,650校において補習活動が実施され、算数学力の改善が行われた。最終結果(1,650 校、生徒約 17 万人分)では、引き算ができる生徒の割合が56%から84%と28%改善、掛け算が41%から69%と28%の改善、割り算については、30%から61%と31%改善しており、目標を大幅に上回る結果となった。足し算の上昇幅は18%増であり、全体で92%の生徒が正答できるようになった。

能力強化、新任教員研修等を目的とした「Foundational Skills for a Better Future プログラム」を 5 年間にわたって実施予定である。

本事業は、上記の開発パートナーとの連携を通じて、マダガスカル全国における教育開発の基盤整備に資するものであり、フェーズ2までの活動で培われた技術や知見の共有、活動の連携をもって、コレクティブ・インパクトを目指すものである。

#### 3. 事業概要

#### (1)事業目的

コミュニティ協働型の学校運営が確立され、質の高い基礎教育の組織的及び制度的基盤が整備されることにより、コミュニティ協働型学校運営に基づいた質の高い基礎教育が提供される基盤整備を図り、もって、質の高い基礎教育の普及に寄与するもの。本フェーズは、プロジェクト終了後の活動の持続化、モデルの制度化を図るため、フォーラムアプローチ<sup>10</sup>を通じたモニタリングシステムの普及、及び他開発パートナーとの連携をより強化する。

#### (2) プロジェクトサイト/対象地域名

直接介入対象県:全13-15県(フェーズ2までの対象県を含む)

- フェーズ 1 対象県(2 県): アナラマンガ県、アムルニマニア県
- フェーズ 2 追加対象県(9 県):ディアナ県、イタシ県、ヴァキナカラチャ県、ボンゴラヴァ県、ベツィボカ県、メラキー県、アツィナナナ県、オート・マツィアトラ県、イホロンベ県
- フェーズ3直接介入対象県(2-4県):サヴァ県、ソフィア県、アロチャ・マングル県、メナベ県

なお、予算の状況等により、対象県の数は変動予定。

本事業は、上記 13-15 県の直接介入対象県<sup>11</sup>に加え、本事業による技術支援を受ける他機関案件経由での間接対象県を含め、全国 23 県へのコミュニティ協働型学校運営モデルの普及を目指す。

#### (3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者<sup>12</sup>:国民教育省(MEN)

学校総局 (DGES)

基礎教育・就学前教育局(DEFPE): 学校運営支援課(SAPE)、学校保健・給食課 (SSAS)、就学前教育課(SEPE)

<sup>10</sup> フォーラムアプローチとは、JICAが各国の「みんなの学校」プロジェクトを通じて開発した、課題解決志向の協働プラットフォームを指す。現場の教育開発に係る様々な関係者が一堂に会し、学習改善など特定の教育課題をテーマとした問題分析と自立的に実現可能な解決策の導出を行い、関係者毎の行動計画を「誓約」の形でフォーラム決議に盛り込み合意する。マダガスカルでは、持続可能な基盤整備の一環として、会議開催に係る一切の経費を現地の関係者が自ら負担する「フォーラム自主開催モデル」の構築を進めている。

 $<sup>^{11}</sup>$  本事業の活動対象地域は、直接介入対象県と間接介入対象県に分かれる。前者は、JICAが直接中央・地方・学校レベルでの研修を実施する。後者は、JICA と他の開発パートナーが実施するプロジェクトとの連携を通じて、他機関予算によって各種研修を受講した教育省関係者等を研修に派遣することで技術支援を提供するものである。なお、JICAは2020年12月からUNICEFとの連携協定(Memorandum of Cooperation: MOC)に基づき、マダガスカル南部地方におけるUNICEFの教育支援プロジェクトへ技術支援を行っている。

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> 総局の下に局が位置付けられており、DGESの下にDEFPE、その下にSAPE、SSAS、SEPEの各課が位置付けられている。

教授法総局(DGP)、県教育事務所(DREN)、郡教育事務所(CISCO))、小学校運営委員会(FEFFI)、小学校校長、地域住民、市町村代表、等 最終受益者:公立小学校約1万6,500校、公立小学校児童約165万人

#### (4) 事業実施期間

2024年4月~2027年9月を予定(計3年6か月)

#### (5) 事業実施体制

現時点では以下を想定。

- 1) 学校総局(DGES)
  - 全体戦略の決定
  - プロジェクト全体の実施監理
  - プロジェクト実施に必要な各種ガイドライン、マニュアル等の策定
  - 関係部局との調整
- 2) 基礎教育·就学前教育局(DEFPE)学校運営支援課(SAPE)
  - 参加型・分権型学校運営モデルの普及に係る実施監理
  - 参加型・分権型学校運営モデルのモニタリング体制構築に係る実施監理
  - 参加型・分権型学校運営モデルの普及及びモニタリング体制構築に係る 関係部局との調整
- 3) 基礎教育・就学前教育局(DEFPE) 学校保健・給食課(SSAS)
  - 学校給食モデルの開発・検証に係る実施監理
  - 学校給食モデルの開発・検証に係る関係部局との調整
  - 就学前教育モデルの開発・検証に向けた助言
- 4) 基礎教育·就学前教育局(DEFPE) 就学前教育課(SEPE)
  - 就学前教育モデルの開発・検証に係る実施監理
  - 就学前教育モデルの開発・検証に係る関係部局との調整
- 5) 教授法総局(DGP)
  - 習熟度別速習支援を取り入れた基礎学力改善モデルにかかる関係部局と の調整
- 6) 教育計画局(DPE)
  - 教育省内でのモニタリング/評価に関する取りまとめ
- 具教育事務所(DREN)
  - 県教育事務所以下の分散化機構の活動調整
  - 県レベルでの管理及び郡教育事務所 (CISCO) の支援・モニタリング
  - 県レベルでのモニタリング会議の実施とモニタリング表の総括
- 8) 郡教育事務所 (CISCO)
  - 郡及び地区レベルでのモニタリング計画、調整、活動の企画
  - 郡及び地区レベルでのモニタリング会議への出席
  - 郡教育事務所に属する ZAP 所長によるモニタリング活動の監督
  - 郡教育事務所に属する ZAP 所長に対する技術及び方法論支援
  - 郡及び地区レベルでの中間・最終評価
- 9) 小学校運営委員会(FEFFI)
  - 住民総会の実施
  - 学校活動計画の策定・実施

#### - 年間活動計画の作成

#### (6) 関連する援助活動

#### 1) 我が国の援助活動

2. (3) に記載の通り、JICA は 1997 年から無償資金協力を通じて、184 校の小学校建設を支援してきた。また、2016 年 5 月より、本事業のフェーズ 1 にあたる「みんなの学校:住民参加による教育開発プロジェクト」を実施し(2020 年 5 月終了)、アナラマンガ県及びアムルニマニア県の公立小学校約 2,650 校に対して参加型・分権型学校運営モデルを普及し、学校運営委員会(FEFFI)の活性化に貢献した。本事業の前フェーズである「みんなの学校:住民参加による教育開発プロジェクト(フェーズ 2)」では、アナラマンガ県及びアムルニマニア県の 2 県において成果を収めた参加型・分権型学校運営モデルを新たに 9 県に普及し、学校運営委員会の活性化を図り、基礎教育・学校給食・乳幼児期/就学前教育を改善するためのモデル開発・普及を行った結果、全国 23 県 26,748 校中 11 県 10,680 校にて質の高い基礎教育が提供される基盤整備に貢献している。

同事業の成果については、協力成果にかかるインパクト評価を実施し、学術論文<sup>13</sup> として発信されたことにより、米国の非営利研究機関である Research Triangle Institute International (RTI International) により、アフリカ・アジア地域の算数分野でスケールアップに成功した6つの代表プログラムの一つとして、マダガスカル「みんなの学校:住民参加による教育開発プロジェクト」が選定された。これを受けて、Financial Times<sup>14</sup> 誌でも取り上げられ、 低所得国における子どもの算数スキルの向上に効果がある数少ないプロジェクトの一つとして紹介された。以上を踏まえ、これまでの2次にわたる一連の技術協力は、マダガスカルの基礎教育にかかる学力改善に寄与しており、国際的基準からも評価されている活動である。

2020年2月より、2期にわたって教育政策アドバイザーが派遣されており、マダガスカル教育セクターにおける課題の整理・分析、教育セクター計画の目標達成に資する優先政策の検討・提案、制度整備、事業実施促進等に向けた必要な助言・支援の提供に加えて、JICA が実施する事業の効果的運営及び新規事業形成に向けて必要な助言・調整・支援を行うことを目的に活動している。

今後、「全世界(広域)マルチセクターにおけるコミュニティ協働による教育改善モデルの可能性及び同モデルの主流化に係る調査研究」、「アフリカ地域における初中等教育課程算数・数学及び理科カリキュラム比較分析」等、プロジェクト研究との連携の可能性もある。また、本事業と連携の上、「コミュニティ・オーディット(住民監査)」の要素を含むモデルによるガバナンス改善の効果検証を試みる予定である。

#### 2) 他ドナー等の援助活動

JICAは2020年12月からUNICEFとの連携協定(Memorandum of Cooperation: MOC)に基づき、マダガスカル南部地方におけるUNICEFの教育支援プロジェクトへ技術支援を行っており、今後も継続・展開の可能性がある。

Maruyama, T & Igei, K., (2022). Community-Wide Support for Primary Students to Improve Basic Reading and Math Learning: Empirical Evidence from Madagascar. Available at SSRN: <a href="https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\_id=4076787">https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\_id=4076787</a>

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> Numeracy levels deserve same focus as literacy in low-income nations (ft.com)

#### (7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

- 1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転
  - ① カテゴリ分類 C
  - ② カテゴリ分類の根拠:

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022 年公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) ジェンダー分類: 【対象外】(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

<分類理由>ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定・合意に至らなかったため。ただし、学校運営委員会や連合会向けの研修マニュアルでは、女性の割合を設定するなどジェンダー視点が取り込まれる予定。

#### (8) その他特記事項

事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を講じる。また、本事業に関する現地渡航に際しては、最新の JICA 安全対策措置に則り、安全管理部からの渡航承認の取得等の必要な措置を講ずる。

#### 4. 事業の枠組み

#### (1)協力概要

1) 上位目標と指標

プロジェクト対象地域において、コミュニティ協働型学校運営に基づいた質の高い基礎教育が提供される。

#### 指標及び目標値15:

1: プロジェクト対象地域の小学校運営委員会 (FEFFI) の●%がプロジェクト終了 3年後 (2029/30年度) に、少なくとも年2回、住民集会を通じて学校活動計画 (PEC) に関する情報共有を実施する。

2: プロジェクト対象地域の小学校運営委員会 (FEFFI) の●%が、プロジェクト終了 3 年後 (2029/30 年度) に、学校活動計画 (PEC) 内の活動として学習の質の改善に資する TAFITA モデル (PMAQ-TaRL 等) <sup>16</sup>を実施する。

3: 読み書き、計算能力について、最低限<sup>17</sup>の能力に達した生徒の割合が●ポイント 増加する。

 $^{15}$ 指標にかかる目標値については、本事業のベースライン調査を基に、受注者、カウンターパート、JICA間で協議の上設定する。

<sup>16</sup> TAFITAモデルとは、習熟度別速習支援(Teaching at Right Level: TaRL)、フォーラムアプローチ、現職教員研修(JP)を取り入れた、学習の質改善にかかるプロジェクトモデルを指す。PMAQ-TaRLは、質の高い学習のミニマムパッケージ(Minimum Package for Quality Learning)として、学校活動計画に補習授業を導入し、補習授業内でTaRLアプローチを取り入れた習熟度別の学習支援を行うものである。

<sup>17</sup> 先行フェーズまでの実績ベースとして、読み書きでは短文が読めること、計算では整数の基礎的な四則演算ができることを、それぞれ最低限の能力基準としている。

#### 2) プロジェクト目標と指標

プロジェクト対象地域において、コミュニティ協働型学校運営に基づき質の高い基 礎教育を実現する組織的及び制度的基盤が普及する。

#### 指標及び目標値:

- 1: プロジェクト対象全域の小学校運営委員会 (FEFFI) の●%が、最終年次 (2026/27年度) に少なくとも年2回、住民集会を通じて学校活動計画 (PEC) に関する情報共有を実施する。
- 2: プロジェクト対象全域の小学校運営委員会(FEFFI)連合の●%が、最終年次(2026/27年度)に少なくとも年2回、総会を開催する。
- 3: プロジェクト対象全域の小学校運営委員会(FEFFI)の●%が、最終年次(2026/27年度)に、学校活動計画(PEC)内の活動として学習の質の改善に資する TAFITAモデル (PMAQ-TaRL等)を実施する。
- 4: プロジェクトを通じて構築された様々なモデルや優良事例が、少なくとも1回、 全国規模の経験共有ワークショップを通じて、中央及び地方の教育省関係者、 ならびに開発協力機関に対して共有・周知される。

#### 3) 成果

- 1: プロジェクト対象地域の小学校において、コミュニティ協働型学校運営モデルが普及・活用される。
- 2: プロジェクト対象地域において、小学校運営委員会(FEFFI)のモニタリング・ 支援体制が、有効性と持続性の観点で強化される。
- 3: コミュニティ協働型学習改善モデルの有効性・持続性が強化され、プロジェクト対象地域の小学校へ普及される。
- 4: コミュニティ協働を通じて基礎教育のアクセスや質を改善する発展的な活動 モデル(学校給食、就学前教育、等)が、アナラマンガ県及びアムルニマニア県 にて試行され、文書やツールといった様々な形で取りまとめられる。

#### 4) 活動

#### 【成果1】

- 活動 1-1: 公立小学校におけるコミュニティ協働型学校運営モデル(FEFFI モデル)に関する各種文書(研修教材、普及計画等)を改訂する。
- 活動 1-2: 強化されたコミュニティ協働型学校運営モデルに関する講師研修を実施する。(学校運営委員会の民主的設立及び学校活動計画策定)
- 活動 1-3: 強化されたコミュニティ協働型学校運営モデルに係る学校関係者研修 を支援する。 (学校運営委員会の民主的設立及び学校活動計画策 定)
- 活動 1-4: 「活動 2-4」の機会等を活用し、研修後の活動状況のフォローアップを支援する。

#### 【成果2】

活動 2-1: 学校運営委員会(FEFFI)のモニタリング・支援体制に関する各種文書 (学校運営委員会連合(F/FEFFI)設立ガイド、地方教育フォーラ ム開催ガイド、FEFFI モニタリング・支援ガイド等)を作成・改訂する。

- 活動 2-2: FEFFI モニタリング・支援体制に関する講師研修を実施する。
- 活動 2-3: FEFF I モニタリング・支援体制に関する学校関係者への研修を支援する。
- 活動 2-4: 地方レベルでの FEFFI モニタリング会合に係る助言・支援を行う。
- 活動 2-5: 地方教育フォーラムの開催を支援する。
- 活動 2-6: 地方教育フォーラム及び学校運営委員会連合モデルに対する評価を実施する。
- 活動 2-7: (上記 2-6 で確認された結果を含む)モデルの成果を発信するための 経験共有ワークショップを実施する。

#### 【成果3】

- 活動 3-1: コミュニティ協働型学習改善モデル (PMAQ-TaRL) に関する各種文書 (研修教材、普及計画等)を有効性と持続性の観点から改訂する。
- 活動 3-2: フォーラムアプローチ及び既存の現職教員研修(JP)等を通じて、強化された学習改善モデルを普及するための技術的支援を提供する。
- 活動 3-3: 「活動 2-4」の機会等を活用し、研修後の活動状況のフォローアップを 支援する。

#### 【成果 4】

- 活動 4-1: 分野課題(学校給食、就学前教育、そして必要に応じて新しい分野)毎 の活動モデルに関する実施ガイドを作成・改訂する。
- 活動 4-2: 作成・強化された実施ガイドに基づき、分野課題毎の活動モデルの試 行・段階的普及に向けた研修を支援する。
- 活動 4-3: 分野課題毎の活動モデルに係る経験共有会を開催する。

#### 5. 前提条件 外部条件

- (1) 前提条件
- ・ 現地の治安状況が急変し、プロジェクト活動に重大な影響を及ぼさないこと。
- (2) 外部条件(リスクコントロール)
  - ・ マダガスカル政府の参加型・分権型学校運営モデル普及に係る政策及びその実施プロジェクトである学校契約プロジェクト(PEC)の実施方針が変わらないこと。
  - 政変により政治体制が不安定になり、プロジェクト実施に必要となる教育省の 予算確保が困難となること。

#### 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

ニジェール「住民参加型学校運営改善計画(みんなの学校プロジェクト)フェーズII」(評価年度 2017 年)、セネガル「教育環境改善プロジェクト フェーズ2」(評価年度 2019 年)においてコミュニティ協働型教育改善プロジェクトが実施されており、住民参加によるボトムアップアプローチの実践として学校運営改

善手法のモデル化を実施した。また、本モデルが各国の独自予算や他ドナーの資金により全国普及されたことで、コミュニティとの協働による教育改善支援を通じて、入学率や児童の学習時間の増加、ひいては基礎学力の向上などに繋がった。

#### (2) 本事業への教訓

本事業では、ボトムアップアプローチの実践を通じて、マダガスカルでの制度や分権化状況に即した形での学校運営の機能が最大化する方策を検討し、住民参加による学校運営を改善する手法、持続可能なモニタリングシステム、学校運営委員会に対する教育の質改善に資する能力強化研修、子どもの学習環境改善や学習の質向上のための手法については、全国普及を達成したニジェールやセネガルにおけるこれまでの教訓を活かし、独自予算や他ドナーの資金を活用しつつ、マダガスカルでのモデル全国普及を達成すべく本事業を実施することをプロジェクト計画に反映させた。

加えて、「みんなの学校プロジェクト」が展開されている仏語圏アフリカ地域の一部の国では、治安状況の急激な悪化に伴い、JICAが現場の活動へ介入することが出来なくなる事象も発生している。そのような状況においても事業を実施する上で重要な教訓として、いかに現地レベルの枠組みの中で関係者が取り組みを継続することができるかという点が挙げられる。本事業では、参加者が自身で資金負担を行う「自主フォーラム」を活用した協働の枠組みの普及・定着を推進することで、活動の持続を図ることをプロジェクト計画に反映させている。

# 7. 評価結果

本事業は、マダガスカル国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

#### 8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標 4. (1) に同じ
- (2) 今後の評価スケジュール

事業開始から約3か月後:ベースライン調査 事業終了前 約1年以内:エンドライン調査

事業終了後 3年後:事後評価

以上

#### 共通留意事項

#### 1. 必須項目

- (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施
  - ▶ 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した 計議議事録(R/D)に基づき実施する。

#### (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- ▶ 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- ▶ 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

#### (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- ➤ 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する(評価指標を含めた PDM(Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する)。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う (R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約 の契約変更等)。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、 受注者が R/D 変更のためのミニッツ(案)及びその添付文書をドラフト する。

#### (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

#### (5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域/国あるいは対象分野での関連事業(実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む)との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- ▶ 日本や国際的なリソース(政府機関、国際機関、民間等)との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

#### (6) 根拠ある評価の実施

プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する 介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う 等、根拠(エビデンス)に基づく結果提示ができるよう留意する。

#### 2. 選択項目

☑他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び/もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- ▶ 同専門家との役割分担は、第3条「2.本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「(参考)別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。

▶ 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

## (参考) 別途派遣する専門家の業務内容

# 本プロジェクト直営専門家(派遣予定) < 指 導 科 目 >学校運営委員会能力強化<sup>18</sup>

#### <派遣の目的>

本専門家は、別途派遣予定の本プロジェクトにかかる業務実施契約専門家と協働し、フェーズ1、2で開発したコミュニティ協働型学校運営モデル及び小学校運営員会(FEFFI)連合に基づくモニタリング体制を強化する上で、プロジェクト対象地域に対して強化された同モデル・体制にかかる普及・強化を支援することで、小学校運営委員会(FEFFI)が持続的に機能する基盤を整備するもの。

また、上記目的の達成に向け、教育省関係者や他開発機関等を含む関係者との必要な連携・調整及び関係者への報告を行い、関係者間の意思疎通を円滑にする。

#### <活動内容>

- (1)業務実施契約専門家と協働して各活動の取りまとめを行うとともに、活動成果の質及び効果の持続性向上のため、各活動成果を取りまとめ、教育省・プロジェクト関係者・JICA 関係者間での協調を図る。
- (2)公立小学校におけるコミュニティ協働型学校運営モデル(FEFFI モデル)に 関する各種文書(研修教材、普及計画等)の改訂を支援する。
- (3) 学校運営委員会(FEFFI)のモニタリング・支援体制に関する各種文書(学校運営委員会連合(F/FEFFI)設立ガイド、地方教育フォーラム開催ガイド、FEFFI モニタリング・支援ガイド等)の作成・改訂を支援する。
- (4) 地方教育行政官の代表などが実施するモニタリング会合やプロジェクトで実施する各種研修に参加し、モニタリング体制の普及及び研修効果の最大化に向けて、研修講師や研修受講者等に対して助言・支援を行う。
- (5) 地方教育フォーラムの開催を支援し、同フォーラム及びモデルの成果に対する評価を実施した上で、成果発信のための経験共有ワークショップの実施を支援する。

<sup>18</sup> 直営専門家の指導科目は公募では「副業務主任/学校運営委員会能力強化」ですが、「副業務主任」は本業務 実施契約において業務管理グループを結成する場合に使われる職名のため、混乱を避けるために本企画競争説明 書では「学校運営委員会能力強化」と記載しております。

- (6)上記の実施に際し、教育省、本プロジェクト業務実施契約専門家、JICA派遣教育政策アドバイザーをはじめとする関係者と定期的な情報共有や意見交換を行い、プロジェクトの円滑な実施を図ると同時に、プロジェクトの認知度を高める。
- (7) 上記の実施に際し、他開発機関との対話や意見交換の場を設け関係強化を図る。
- (8) 上記の実施に際し、本プロジェクト業務実施契約専門家、JICA マダガスカル事務所及び JICA 本部(人間開発部基礎教育グループ)に対して進捗報告を行う。

#### <期待される成果>

- (1)教育省及び他開発協力機関等の関係者間での円滑な連携・調整により、プロジェクト全体の活動が円滑に実施される。
- (2) プロジェクト対象地域の小学校において、コミュニティ協働型学校運営モデルが普及・活用される。
- (3) プロジェクト対象地域において、小学校運営委員会(FEFFI) のモニタリング・支援体制が、有効性と持続性の観点で強化される。

# <u>(参考) 個別専門家(派遣中)</u> < 指 導 科 目 >教育政策アドバイザー

#### <派遣の目的>

本専門家は、教育セクター計画の目標達成にむけ、マダガスカル教育セクター全般の課題を整理・分析・特定し、日本の教育行政の経験・知見を踏まえ、同国の教育セクターの改善に資する教育政策に係る改善策の提言、制度整備、事業実施支援等に向けて必要な助言・調整・支援を行う。

また、これまでの JICA 協力の成果やマダガスカル教育セクターの課題を踏まえ、JICA の対マダガスカル教育分野における協力プログラムの改訂の方向性を提案するとともに、既存事業実施促進及び新規事業形成に向けて、必要な助言・調整・支援を行う。

#### <活動内容>

## 【成果1に係る活動】

活動 1 - 1:マダガスカル政府の国家開発計画(2015-2019)及び教育セクター計画(2018-2022)レビュー、マダガスカル政府が実施中の各種事業の評価に向けて、マダガスカル教育セクターの現況、次期教育セクター計画(2023-)等の策定に向けた課題の分析・整理のための調査等に必要な助言・調整・支援を行う。

活動 1-2:他ドナーによる教育分野の主要な事業の進捗状況や課題を把握する。 活動 1-3:上記各種調査を踏まえ、マダガスカル教育セクターの現状・成果・課題を整理した上で、優先取組分野及び優先課題の特定に向け、必要な助言・調整・支援を行う。

活動1-4:各種事業の実施促進に向けて国民教育省に対し、必要な支援・調整を 行う。

#### 【成果2に係る活動】

活動2-1: JICA協力プログラムのもと実施中のJICA事業の現状・成果・課題を把握し、円滑かつ効果的な実施、各事業の成果の最大化に向けて、教育省関係部局、ドナー間、そしてJICA関係部署との連携、調整を図る。

活動 2 - 2:活動 1-2 及び 1-3、2-1 を基に、教育セクター計画(2018-2022)、 次期教育セクター(2023-)の目標達成に資する JICA 協力プログラムの改訂方針 を提案する。

活動2-3: JICA協力プログラムの方向性を踏まえ、教育セクターの改善に資する新規案件の形成に向けて、JICAの各スキームの特徴(技術協力事業、無償資金

協力事業、有償資金協力事業、民間連携事業、海外協力隊派遣等)を十分に理解 し、各種事業の新規案件の検討、円滑な案件形成が実施されるよう、国民教育省及 び JICA 関係部署に対し、助言・支援を行う。

活動2-4:「グローバルな学び合い」の観点から、他の JICA 協力実施国との経験・知見共有の促進に資する活動に対し、必要な助言・調整・支援を行う。

### <期待される成果>

- (1) マダガスカル教育セクターにおける課題が整理・分析され、教育セクター計画の目標達成に資する優先政策の検討・提案、制度整備、事業実施促進等に向けて必要な助言・調整・支援が行われる。
- (2) マダガスカル教育セクターの動向を踏まえ、JICAが実施する事業(技術協力事業、有償資金協力事業、無償資金協力事業、民間連携事業、海外協力隊派遣等)の効果的運営及び新規事業形成に向けて必要な助言・調整・支援が行われる。

#### 共通業務内容

### 1. 業務計画書及びワーク・プランの作成/改定

- ▶ 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- ▶ なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

#### 2. 合同調整委員会 (JCC) 等の開催支援

- ➤ 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整 委員会(Joint Coordinating Committee)もしくはそれに類する案件進捗・調整 会議(以下、「JCC」)を設置する。JCC は、1 年に1度以上の頻度で、 (R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で)開催し、年次計画及び 年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロ ジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意 形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長(技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター)が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- > 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

### 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- ▶ 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- ▶ 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で(1 年に 1 回以上とする)発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。

- ▶ 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- ▶ 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- ▶ プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

## 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合や ドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信 等、積極的に取り組む。
- ▶ 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像(映像は必要に応じて)を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 業務完了報告書/業務進捗報告書の作成

- ▶ 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の 達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- ▶ 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

# 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「**コンサルタント等契約におけるプロポーザル作 成ガイドライン**」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
  - 1) 類似業務の経験

類似業務:教育開発支援、コミュニティ開発支援

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報
- (2)業務の実施方針等
  - 1)業務実施の基本方針
  - 2)業務実施の方法
    - \* 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
  - 3) 作業計画
  - 4)要員計画
  - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
  - 6) 現地業務に必要な資機材
  - 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
  - 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
  - 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

- ・評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - ▶ 業務主任者/○○
- ※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。
  - 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/〇〇)格付の目安(2号)】

① 対象国及び類似地域:アフリカ地域

- ② 語学能力: フランス語19
- ※ なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

本業務の契約期間は2024年5月~2027年9月を想定

- (2)業務量目途と業務従事者構成案
  - 1)業務量の目途

約75.0人月

業務従事者構成の検討に当たっては、R/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2) 渡航回数の目途 全33回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等) への再委託を認めます。

- ▶ コミュニティ協働型学校運営モデルの普及にかかる実態調査及び研修/ワークショップ等の開催支援業務
- ▶ 就学前教育改善モデルの試行にかかる実態調査及び研修/ワークショップ等の 開催支援業務
- ▶ 学校給食モデルの試行にかかる実態調査及び研修/ワークショップ等の開催支援業務

#### (4)配付資料/公開資料等

- 1)配付資料
- 討議議事録 (Record of Discussions: R/D)
- 詳細計画策定調査結果資料
- 2) 公開資料

特にありません。

19 当該国は仏語圏であり、本事業では活動の業務効率、及び多岐に渡る先方政府関連部局との協議等における必要性の観点からフランス語能力を必要とします。

#### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具(机・椅子・棚等)	有
5	事務機器(コピー機等)	有
6	Wi-Fi	有

#### (6) 安全管理

- 全渡航について必ず渡航前に、外務省「たびレジ」登録、JICA 安全対策研修の受講、緊急連絡先情報の提供を徹底下さい。また、3ヶ月以上の渡航は在外公館へ在留届を提出ください。
- 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所への訪問を最小限とする。
- 日頃から行動パターン(通勤時間、使用する道路や施設)を固定しない。
- 「テロ対策マニュアル」の遵守。
- 都市間移動は7時から17時に終えること(※首都から地方への渡航は7時以降にアンタナナリボ市外区域を出る。地方から首都への渡航は17時までにアンタナナリボ市街区域に到着する)。17時以降の都市間移動は禁止。
- 日没後の徒歩移動禁止。
- 最新のJICA安全対策マニュアルを遵守すること。
- 電話連絡のつかないバンガロー等を宿泊先としないこと。
- 夜間・早朝(午後 6 時~午前 6 時)に到着する場合、空港からの移動はホテル 送迎車や運転手付レンタカーのみとする(一般・公認タクシーや公共バスは禁止)。
- 長距離移動の場合、渡航前に使用車両の点検を行う。走行中は制限速度を遵守すること。また、必要に応じてコンボイ移動を検討する。
- 地方の陸路移動に際しては道路状況を事前に確認すること。
- プロジェクト対象候補地である「アロチャマングル県」へ渡航する場合には JICA安全管理部長及び在外事務所長承認が必要となる。特に安全対策に留意 し、JICAが指定するホテルに宿泊すること。

# 3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施 要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注)Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

# 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2023 年 10 月版)」(以下同じ)を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

#### (1)契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、 同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外とします ので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・ 別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合: 当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

## 【上限額】

#### 364, 580, 000円 (税抜)

なお、定額計上分 189,660,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記<u>(3)別見積としている項目を含みません。</u>

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

#### (3) 別見積について (評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該

当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

## (4) 定額計上について

上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は 別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポー ザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積に よる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確 定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	ィ協働型学	「第2章 特記仕様書案第6条 現地再委託」		調査費用一式、研修等開催支援費用一式(参加者交通費、日当・宿泊 費等を含む)	再委託
2	改善モデルの試行にか	「第2章 特記仕様書案 第6条 現地 再委託」	660,000円	調査費用一式、研修等開催支援費用一式(参加者交通費、日当・宿泊費等を含む)	再委託

	ップ等の開 催支援業務			
3	デルの試行	900,000円	調査費用一式、研修等開催支援費用一式(参加者交 用一式(参加者交 通費、日当・宿泊 費等を含む)	再委託

## (5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

## (千円未満切捨て不要)

## (6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

## (7)機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

## (8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。 (URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/rate.html)

別紙:プロポーザル評価配点表

別添:プレゼンテーション実施要領

# プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1)類似業務の経験	(6)	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア)各種支援体制(本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2)要員計画/作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(4) 类数十万米の络形、张士、类数符目以上, 30万万	業務主任者	業務管理
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	のみ	グループ/体制
1)業務主任者の経験・能力:業務主任者/〇〇	(25)	(10)
ア)類似業務等の経験	12	5
イ)業務主任者等としての経験	5	2
ウ)語学力	5	2
エ)その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア)類似業務等の経験	-	5
イ)業務主任者等としての経験	_	2
ウ)語学力	_	2
エ)その他学位、資格等	_	1
3)業務管理体制	(-)	(5)

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者(業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で)が行ってください。なお、業務主任者以外に1名(業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名)の出席を認めます。<u>また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時</u>に併せてご提出ください。

- 1. 実施時期: 「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3)日程」参照 (各社の時間は、プロポーザル提出後、あらためて連絡します。)
- 2. 実施方法: Microsoft-Teams による(発言時カメラオンでの)実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
  - ① Microsoft-Teams を使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです(Microsoft-Teams による資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、(システムが不安定になる可能性があることから)行いません)。指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

## ② 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注)JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上